

国立大学法人東京海洋大学独立行政法人等非識別加工情報の利用に係る手数料の取扱いについて

平成29年12月27日
学長裁定

(趣旨)

第1 国立大学法人東京海洋大学個人情報保護規則(平成17年海洋大規第268号。以下「保護規則」という。)第44条の13に基づき、国立大学法人東京海洋大学(以下「法人」という。)における独立行政法人等非識別加工情報の利用に係る手数料については、この取扱いの定めるところによる。

(独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する手数料)

第2 保護規則第44条の13第1項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次の各号に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- 一 保護規則第44条の8第1項において準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第14条第1項及び第2項の規定により意見書の提出の機会を与える同条第1項に規定する第三者1人につき210円(当該機会を与える場合に限る。)
 - 二 独立行政法人等非識別加工情報の作成に要する時間1時間までごとに、3,950円
 - 三 独立行政法人等非識別加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)
- 2 保護規則第44条の12第2項において準用する、保護規則第44条の9の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が、納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- 一 次号に掲げる者以外の者 保護規則第44条の9の規定により当該独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が保護規則第44条の13第1項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
 - 二 保護規則第44条の9(保護規則第44条の12第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

(手数料の納付方法)

第3 手数料は、法人が指定する銀行口座への振込による納付しなければならない。

2 前項に掲げる振込に当たって費用が生じる場合であっても、法人では負担しないものとし、その旨あらかじめ手数料の納入者に説明するものとする。

附 則

この取扱いは、平成29年12月27日から施行する。